

市外から転入し住宅を取得した方を対象

栃木市とちぎで暮らそ IJU 支援補助金



補助金を申請された方は、
アンケートへ回答ください！



1. 対象者（次の①～⑥すべてを満たす方）

- ① 栃木市に5年以上定住することを誓約した方
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 暴力団員でない方
- ④ 転入直前に連続して1年以上市外に住所を有し、本市へ転入後、2年以内に対象住宅を取得した方※
※例：R6.5.1に本市（住所は対象住宅の所在地）へ転入。⇒ ○（転入後2年以内）
R6.5.1に転入し賃貸物件に居住。R8.4.30に対象住宅へ転居。⇒ ○（転入後2年以内）
R6.5.1に転入し賃貸物件に居住。R8.5.2に対象住宅へ転居。⇒ ×（転入後2年超過）
- ⑤ 自治会へ加入した方
- ⑥ 移住者として栃木市のアンケート、広報等に協力して頂ける方

2. 対象住宅（次の①②を満たす住宅）

- ① 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの契約で取得（新築・購入）した住宅
- ② 所在地が市内である住宅。ただし、市街化調整区域（西方都市計画区域は用途地域以外の地域）は、三世代が同居または近居（直線距離1km以内）するための住宅であること。

3. 補助金額

区域	市街化区域に住宅を取得した方 (西方地域は用途地域)	市街化調整区域に住宅を取得した方 (西方地域は用途地域以外の地域)
基本額	新築住宅：30万円（市街化調整区域の場合は20万円） 中古住宅：10万円	
あるが嬉しい加算 (各5万円)	・居住誘導区域加算（※市街化区域のみ） ・子ども加算 ・東京圏移住加算 ・県外からのUターンまたは孫ターン加算 ・三世代同居世帯加算 ・新規就農者加算	

※提出書類が複数ありますので、申請をご検討の方はお問合せください。

申請期限

令和9年3月31日まで

問合せ先

栃木市 地域政策課 地域政策係 TEL 0282-21-2453

4.提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 補助金申請に関する誓約書及び同意書
- ③ 世帯員全員が記載されている住民票(続柄記載のもの・原本)
※市街化調整区域(西方地域は用途地域以外の地域)の方は、三世代が確認できる住民票
※市民生活課または各総合支所地域づくり推進課で取得できます。
　　マイナンバーカードをお持ちの方は、便利なコンビニ交付をご利用ください。
- ④ 住宅の建築工事請負契約書または売買契約書のコピー
- ⑤ 建築確認申請書または重要事項説明書のコピー
 - ・注文住宅:建築確認申請書(第一面と第三面)
 - ・建売住宅、中古住宅:売買契約時の重要事項説明書(用途地域の欄がある部分まで)
- ⑥ 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)のコピー
※表題部①種類が「居宅」であり、申請者が所有する建物に限ります。
- ⑦ 転入前1年間の住所が確認できる書類(AまたはBのどちらか)
A:転入前の住民票または住民票の除票 ※転入前に住所を有していた自治体で取得
B:戸籍の附票 ※本籍地の自治体で取得(転入前から本籍地が栃木市の場合には栃木市で取得)
- ⑧ 自治会加入証明書または自治会費を納めた領収書のコピー
- ⑨ 補助金等交付請求書
- ⑩ 市街化調整区域(西方地域は用途地域以外の地域)に住宅を取得した方で、近居の場合は既存住宅と取得した住宅の距離が分かる書類(直線距離1km以内)

※ ①②⑨の書類は、取得した住宅が共有名義の場合、名義人全員の氏名を記入してください。

【あるが嬉しい加算の提出書類】

加算の種類	条件	提出書類
居住誘導区域加算	栃木市立地適正化計画に基づく、居住を誘導する区域に住宅を取得された方 居住誘導区域はコチラから調べられます⇒ 	なし
子ども加算	申請時、世帯に18歳未満の子どもがいる方	なし
東京圏移住加算	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県から移住した方 (住民票の従前住所が上記都県であること)	なし
県外からのUターン または孫ターン加算	Uターンは、進学・就職等により栃木市から他の地域へ移住した後、再び県外から栃木市へ移住した方	Uターン証明書
	孫ターンは、栃木市に住んだことがなく、かつ栃木市内に祖父母が住所を有している方で、県外から栃木市へ移住した方	孫ターン証明書
三世代同居世帯加算	親、子および孫の三世代が同一の住宅に居住している同一の世帯であること	なし
新規就農者加算	栃木市内で新規に農業に従事する方	新規就農に係る届出